

平成30年度答申第2号

平成30年10月10日

松戸市教育委員会

教育長 伊藤 純一 様

松戸市情報公開審査会

会長 後 藤 仁 哉 印

公文書の非開示決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

平成29年9月14日付け松教生企第178号をもって諮問のあった「平成29年1月に松戸市立中学校の1年生の女子生徒が死亡したことが松戸市いじめ防止対策委員会に諮問された件に係り、当該女子生徒の学級担任の氏名がわかる文書一切。」に係る公文書の非開示決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった公文書（以下「本件文書」という。）について、実施機関が行った非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 本件審査請求までの経過

審査請求人は、平成29年6月23日付け公文書開示請求書により、「平成29年1月に松戸市立中学校の1年生の女子生徒が死亡したことが松戸市いじめ防止対策委員会に諮問された件に係り、当該女子生徒の学級担任の氏名がわかる文書一切。」について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

教育委員会は、本件開示請求に対して、松戸市情報公開条例（平成13年条例第30号。以下「条例」という。）第10条第2項の規定による非開示決定（平成29年6月30日付け）をした。

審査請求人は、平成29年7月7日付け審査請求書により、本件処分に対して、本件審査請求をした。

3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消して、請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。」というものである。

4 実施機関の説明要旨

- (1) 生徒の学級担任の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であって、個人情報（条例第7条第2号）に該当し、非開示となる。また同号ただし書ア、イ及びウの例外的開示の適用はない。
- (2) 審査請求の趣旨の項に記載されている裁量的開示については、行政機関

の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第7条の規定による、公益上特に必要があると認めるときは、開示することができるとする裁量的開示を念頭に置いていると思われるが、条例においてはこのような規定はなく、主張自体失当である。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例における公文書の開示について

条例は、何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができること（条例第5条）及び実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、この条例に定める公文書の開示を請求する権利を最大限に尊重しなければならないこと（条例第3条第1項）を規定する。

同時に、実施機関は、公文書を開示する場合においては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない（条例第3条第2項）と規定し、具体的には、条例第7条第2号において、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報と規定する。

本号は、個人の尊厳を守り、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、「個人に関する情報」のうち、特定の個人を識別することが可能なものは、原則として非開示とする趣旨である。

そして「個人に関する情報」とは、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人との関連性を有するすべての情報を意味する。

なお、条例の適用においては、個人情報のうち、死者に関する情報であっても当該個人情報を適正に管理すべき要請は、生存者に関する情報と異なら

ないこと及び個人情報の不適正な取扱いによっては死者及びその遺族の名誉等、個人の権利利益を傷つけることも考えられるため、個人の生存の有無に関わらず、死者の個人情報も保護の対象となる。

(2) 本件文書について

本件文書には、教育委員会において作成した文書及び学校において作成した文書等が含まれるが、いずれも、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」であり、公文書に該当する（条例第2条第2項）。

(3) 本件文書に係る個人情報について

以下、本件文書について、個人情報の該当性の有無を検討する。

条例は、非開示情報たる個人情報の範囲として、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの」のほか、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」（条例第7条第2号本文）ことを規定しているところ、生徒の学級担任の氏名に関する情報は、特定の生徒個人を識別できる情報、又は、他の情報と照合することにより特定の生徒個人を識別することができることとなる情報であるから、当該生徒の個人情報に該当し、非開示とすることが妥当である。

仮に、生徒の学級担任の氏名に関する情報は、そのみでは特定の個人を識別することはできないとしても、不特定の第三者に公にすることにより、当該生徒の学校生活等に支障が生ずるおそれがあるため、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」（同号本文）に該当し、非開示とすることが妥当である。

(4) 個人情報の例外的開示（条例第7条第2号ただし書）について

審査請求人は、個人情報の例外的開示を主張しており、このことについて検討すると、次のとおりである。

条例は、個人情報を非開示とするが、例外として、次に掲げる情報を除く

と規定する（条例第7条第2号ただし書）。

- 「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名（当該公務員の氏名を公にすることにより、当該公務員の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」

本件文書について、上記のア、イ及びウの例外規定の適用を検討すると以下のとおりである。

ア ただし書ア（公知情報）について

本件文書には、既に報道機関によって報道された内容が含まれていることは確かであるが、中学生が死亡したという事案において、当該生徒自身の個人情報や当該生徒の学級担任の氏名等を公にすることが慣習として行われているとまでは言えず、報道されている事例があるとしてもそれは報道機関の独自の取材による個別的な事例にとどまっていると判断される。

したがって、本件文書に報道機関によって報道された情報が含まれるとしても、当該情報は、慣行による公知情報には該当しない。

イ ただし書イ（公益情報）について

学級担任の氏名に関する情報は、一般の第三者に開示することに公益性は認められないため、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するとは認められない。

ウ ただし書ウ（公務遂行情報）について

本件生徒は公務員に該当しないため、当該生徒に関し記録した文書は、公務遂行情報に該当するとは認められない。また、公立学校の教員は公務員に該当するが、本件文書の内容は、同時に特定の生徒の個人情報に関する事項を記録した文書であり、教員の公務遂行情報であることを理由にして、当該生徒に関し記録した文書を開示することは、当該生徒の個人情報を開示することにつながる結果となるため、認められない。

以上により、本件文書は、条例第7条第2号ただし書の例外的開示の適用の対象となる文書に該当しない。

(5) 裁量的開示について

審査請求人の主張する裁量的開示については、条例中に規定を欠くため、本件文書の開示の根拠とすることはできない。

以上により、本件処分は妥当である。

6 審査会の結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成29年9月14日	諮問書の受理
平成29年9月27日	第1回審査会（諮問の報告）
平成30年2月21日	第2回審査会（審議・意見陳述）
平成30年4月12日	第3回審査会（審議・理由説明）
平成30年8月22日	第4回審査会（審議）
平成30年9月26日	第5回審査会（審議）